

(資料3) 「東京たばこ訴訟」東京高等裁判所判決(2005年6月22日)(抄)

3 争点(2)(たばこの依存性)について

(1) 証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 薬物依存とは、薬物の精神効果を体験するため、あるいは薬物の摂取を中止することによる退薬症状(離脱症状とも言う。いわゆる禁断症状。)による苦痛から逃れるために、その薬物を連続的あるいは周期的に摂取したいという強迫的欲求を常に伴う状態である。薬物依存は、精神依存と身体依存の2種類に分けられ、薬物の摂取が中断された時に身体的な病的異常である退薬症状が現れる場合を身体依存、現れない場合、すなわち、摂取を中断しても病的異常は現れないが、ある薬物を摂取したいという欲求を強く抱いている場合を精神依存と言う。

長期的(少なくとも数週間と言われる。)に喫煙を続けた後に喫煙を中断すると、集中困難、焦燥感、苛立ち、不安等を生じるため、長期間喫煙した後の禁煙は困難を伴う。これは、たばこに含まれるニコチンの依存性のためであり、ニコチンの長期的な摂取が薬物依存を引き起こすことは広く知られている。

イ ニコチン依存の症状としては、精神依存が主である。身体依存については認められないとする見解もあったが、近年は、常習的な喫煙者が禁煙することで、いらいら、不安、不眠、頭痛、集中困難等の症状が現れることから、身体依存性も認められるとする見解が一般的である。

ニコチンの精神依存は、ひとたび喫煙の習慣ができあがった後にニコチン摂取を中断すると、喫煙渴望感が生じ、その結果、禁煙を妨げる。しかし、ニコチン依存は、モルヒネ、コカイン等の他の依存性薬物の一部にあるように、その薬物が生活の中心となり、その薬物のみが関心事となって他の社会生活の妨げとなるといったことはなく、他の依存薬物に比してその影響は少ない。

動物実験の結果によれば、ニコチン、カフェイン、アルコール、ヘロイン、コカイン、覚せい剤の精神依存性、身体依存性を比較すると、精神依存性についてはカフェインは「弱い」、ニコチンは「中等度」、アルコールと覚せい剤は「強い」、ヘロインとコカインは「最強」であると言え、身体依存性は、コカインと覚せい剤は「ほとんどなし」、ニコチンとカフェインは「微弱」、アルコールは「強い」、ヘロインは「最強」と区分できる。

ニコチンを反復摂取した後に摂取を中断すると、ヒトの場合、不安、焦燥、不眠、集中困難、食欲亢進等の症状が生じる。これらはニコチンの退薬症状と言えるが、ニコチンの退薬症状は上記のような心理的なものが主であり、身体的な退薬症状は頭痛等が生ずる場合があるものの、それほどはっきりしたものはない。また、動物実験ではニコチンの退薬症状は確認されておらず、ニコチンの退薬症状は他の依存薬物の退薬症状に比べて極めて弱いとされている。

ウ 依存薬物に関するその他の症状について

(ア) 研究によれば、ニコチンは、モルヒネやコデイン等の他の依存薬物と異なり、身体依存が形成されることによる精神依存、すなわち薬物摂取に対する欲求の増強は見られない。

また、ニコチンでは、ニコチンの摂取による多幸感、満足感には急性的な耐性(摂取するにつれて摂取に伴う効用が低下するため、摂取量が際限なく増える現象)は認められ、1日のうちでは、喫煙回数を重ねるにつれて1回の喫煙により得られる多幸感、満足感が減弱するが、この耐性は短時間で消失するため、一晩就寝する間に回復し、翌朝喫煙する際には、前日の最初の喫煙と同様の満足が得られる。このため、ニコチンを習慣的に摂取することにより、その摂取量が際限なく増加することはない。ラットやサルに依存薬物を摂取させる実験の結果においても、コカイン、モルヒネ、アルコールでは高頻度に摂取し、摂取頻度が次第に増加していくのに対し、ニコチンは比較的低頻度での摂取が維持されることが報告されている。

(イ) また、アルコール、コカイン、覚せい剤等の他の依存薬物は、精神毒性があり、過剰摂取によって精神錯乱が生じ、更に長期にわたり乱用を続けていると、幻覚・妄想等の症状が出現する。しかし、ニコチンについては、精神毒性は全く認められない。

(ウ) これに対し、原告らは、アメリカ合衆国の診断基準である「DSM-IV」及びWHOの診断基準である「ICD-10」が薬物依存に関する世界的な診断基準であり、その中では、ニコチン依存が麻薬や覚せい剤と同様に精神疾患として認められ、個別に記述されていることから、たばこには麻薬や覚せい剤と同様の強力な依存性があると主張する。

しかし、「DSM-IV」及び「ICD-10」は物質関連障害の内容、分類、各物質依存の症状、診断方法を示すものであり、その依存性の強度や障害の程度について比較・検討しているものではないことは、「DSM-IV」及び「ICD-10」の記述から明らかである。

(エ) 上記のほか、被告日本たばこや厚生省等の調査によれば、近年、特に男性の喫煙率は低下してきていること、厚生省の調査によれば、以前喫煙していたが、現在喫煙をしていない者は男性で21.0パーセント(喫煙者率は51.2パーセント)、女性で2.4パーセント(喫煙者率9.8パーセント)にのぼり、喫煙経験者のうち相当数の人が禁煙したことがあると認められること、禁煙に失敗している人も多くいる反面、禁煙に成功した者も多く存在するのは公知の事実であること、原告らの中にも、病気や医師の指導などを契機とし、自主的に禁煙した者が多くいることが認められる。

(2) 以上の事実からすれば、たばこには、たばこ煙に含まれるニコチンの作用による依存性があり、喫煙習慣がついたあとの禁煙には困難を伴うものの、その依存性の程度は、身体依存については心理的症狀がほとんどで依存の程度は微弱であり、精神依存についても、ある程度の依存性はあるものの、その程度は禁制品やアルコールより格段に低く、喫煙者自身の意思及び努力による禁煙ができないほどのものではないと認められる。